

入院患者の面会に関する規程

第1条（目的）

本規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、患者の療養環境の維持及び感染対策に配慮しつつ、正当な理由なく面会を制限しないことを目的とする。

第2条（面会対象者）

面会対象者は、原則として入院患者の家族、親戚および患者が希望する者とする。

第3条（面会時間・面会人数）

面会時間は、平日 14 時～18 時、土曜日・日曜日・祝日は 14 時～16 時までとする。

- （1） 面会可能人数は、1 組 2 名までとする。（未就学児の面会は原則禁止とする。）

第4条（面会時の遵守事項）

面会者は以下の事項を遵守するものとする。

- （1） 発熱や風邪症状など、体調不良のある者の面会は、原則禁止とする。
- （2） 院内では、手指消毒及び必要に応じて不織布マスクの着用を行う。
- （3） 他患者の療養環境に配慮すること。
- （4） 面会時には、ナースステーションへお声掛け頂き、面会票に必要事項の記載すること。

第5条（面会制限）

以下の場合には、面会の制限または、中止することがある。

- （1） 感染症の発生または流行が認められた場合。
- （2） 患者の病状により安静または、治療上の制限が必要な場合。

尚、制限を行う場合は会議等で協議し、その理由を患者および家族等へ説明する。

第6条（例外規定）

患者の看取りや重篤な状態など、特別な事情がある場合、主治医の判断により柔軟に面会対応を行う。

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。

社会医療法人慈恵会 聖ヶ丘病院